

アメリカの理念を守る闘いの記録 —ACLU(アメリカ自由人権協会) 集成1912~1990年

大津留(北川) 智恵子

ACLUの位置づけ

アメリカ合衆国憲法は、その制定直後に修正条項(「権利の章典」)を加えることによって、市民的自由を保障するものとなっている。しかし、歴史を通して、アメリカ社会の特定の人々の市民的自由が蹂躪されてきたことも事実である。このコレクションは、20世紀初頭から今日に至るまで、アメリカにおいて市民的自由を守る活動の先頭に立ってきたACLU(American Civil Liberties Union, アメリカ自由人権協会)の記録を集大成したものであり、それは同時にアメリカの歴史をも物語る史料でもある。

ACLUは、第1次世界大戦への参戦機運が社会に高まる中で、1915年にその前身となるアメリカ反軍国主義連合(American Union Against Militarism, AUAM)として設立されている。第1次世界大戦への参戦とともに、言論・出版・集会の自由や良心的兵役拒否者の権利を守る必要性が高まったことから、1917年にAUAM内に全国市民的自由局(National Civil Liberties Bureau)が設立され、それが1920年にACLUとして独立した。

ACLUの主たる活動は、言論・表現・集会の自由、法の適正な手続き、法の下での平等などの分野にわたり、特に学問の自由、検閲、人種差別、外国人の権利、プライバシー、労働者の権利、恩赦、公務員の忠誠・機密保持という案件において、活発な活動がなされた。本コレクションに収集されている資料も、法廷資料、メモランダム、印刷物、記録、報告書、ブリーフィング、書簡など、多岐に渡っている。

マイクロフィルムで1,306巻にのぼる本コレクションは、4つのシリーズに分冊されている。第1シリーズ(288巻)は1950年までの切り抜きや書簡を、21のテーマのもとに集めている。アメリカの主要紙だけではなく、地方紙や各種団体の出版物なども含まれている。第2シリーズ(42巻)はACLUが行なった、主としてベトナム戦争兵役拒否者の恩赦のための活動記録が集められている。また、南部で

の公民権訴訟に無償で法的支援をするため、1964年に創設された「憲法を守る法律家委員会(Lawyers Constitutional Defense Committee, LCDC)」の活動記録も含まれている。第3シリーズ(358巻)は、1950年以降のACLUの活動を、思想・表現・結社の自由、法の適正な手続き、法の下での平等、国際的な市民的自由に分類している。国内の活動は、さらに全国の支部ごとに区分されている。第4シリーズ(618巻)はACLUが関わった裁判のうち、約3000件に関わる法廷資料を集めている。その中にはACLUの主張が最高裁判所の判断に影響を及ぼした1925年のスコープス裁判、1954年のブラウン裁判、1973年のロー裁判なども含まれている。

内なる敵との戦い

ACLUは、その設立当時からアメリカの理念を守るという重要な役割を担ってきたが、中でも極めて重要な役割を果たしたものの一つが、冷戦期の活動である。1950年以降、アメリカ社会が国内においても冷戦を戦う中で、あらゆる市民的自由が反共の名の下に侵害され得るという状況に置かれた。ACLUは、それに抵抗する運動を展開していった。

というのも、それに先立つ1940年代には、ACLUが自らの活動の自由を守るためにFBIと取引をし、アメリカ政府が市民的自由に反する活動を行なっても、その公表を自制するという歴史があった。それがアメリカの理念に反しただけではなく、結果的にACLUの活動を守ることもならなかったという、苦い経験を経ている。

冷戦期の共産主義者の追放を目指したマッカーシズムはもとより、反共とはおおそ関係がない公民権運動におけるキング牧師への諜報活動など、アメリカ政府が冷戦の中でおこなった逸脱行為を明らかにし、それらに抵抗していった。ACLUはこうした闘いの中で、会員を1950年の9千人から1962年の6万人へと増し、法廷で勝ち取った権利を、全国の

草の根の会員の活動を通して守ってきた。

こうした自由のための闘いの史料は、アメリカの歴史を紐解く上で重要なだけでなく、現在生じている問題にどう立ち向かっていくかを考える上でも、大きな示唆を含んでいる。たとえば、2001年の9・11事件以来のアメリカ社会は、反テロという名の下に政府の権限拡大を許し、その過程で社会的な弱者の権利が蹂躪されることを食い止めることができないでいる。目の前で展開する出来事を客観視することは容易ではないが、ACLUの過去の主張の積み重ねが、歴史的な重みをもって、今日の問題への取り組み方を示唆してくれることがある。

たとえば、アメリカ政府は9・11事件直後から、アメリカ人の電話や電子メールを法律に反して盗聴・盗み読みしていた。このことが2005年にニューヨーク・タイムズ紙によって暴露されると、政府に協力していた通信企業に対する訴訟が起こされるなど、大きな反響を呼んだ。ACLUは、テロを口実として政府が個人のプライバシーを侵害することに、訴訟や啓発活動を通して対抗する立場を貫いた。

しかし、2008年には政府による盗聴や盗み見を正当化する形で法律改正が行なわれた。つまり、アメリカ社会が危機にある時は、政府は内なる敵に対応する手段を持たなくてはならないというのが、アメリカ社会の示した判断であった。



図1 盗聴法案をめぐる風刺画 (3-284-277)

クック郡保安官 Richard B. Ogilvie とシカゴ警察本部長 Orland W. Wilson の後のファイルに「ギャンブル」「悪」と書かれている。1963年『シカゴ・サン・タイムズ』

ACLUの記録を遡ると、第2次世界大戦期にも政府による盗聴をめぐって議論がなされていることがわかる。1942年2月、当時の通信法第605項における盗聴禁止を、議会が一時的に緩和する立法をおこなうことに対し、ACLUは「今日の戦争状況を鑑みれば、議会がそのような緩和を行なうことは適切である」と認めている。その上で、緩和条件が明確でないため盗聴が広範に行なわれ得ること、盗聴許可の手続きに司法が関与していないことの2点を問題であると指摘している。

特に、盗聴は憲法修正4条が掲げる「適正な手続き (due process)」に反して個人の自由を蹂躪するものであり、立法府が単独でそれを許可する権限を持つわけではない、というのがACLUの立場であった。ACLUは、このような立法は違憲の恐れがあるという警告を与えている。ところが、議会が憲法上与えられていないと考えられる権限に基づく立法の合憲性をめぐり、当時の最高裁判所の判断は揺れていた。したがって、盗聴問題をめぐるACLUの取り組みは、人権よりも適正な手続きを守るという原則的な闘いの一環であることがわかる。

逆に言うと、適正な手続きさえ経ていけば、特定の人々が盗聴によって自由を奪われても、それは戦争目的のもとで合理化できるというのがACLUの立場である。これは、21世紀のテロとの戦いにおけるACLUの立場にも受け継がれている。手続きの適正さとは絶対的なものではなく、社会的弱者よりも多数派の価値のもとに合理化され得るという問題は、手続き論者の関心の外側に置かれてきた。

自由と社会的正義

盗聴問題への対応からもうかがえるように、ACLUの政府による干渉から市民的自由を守るという活動は、必ずしも今日のアメリカ社会における「リベラル」な立場と一致するわけではない。その最たる例として挙げられるのが、銃の所持やポルノをめぐる対応で、リベラルな立場は政府による規制を唱えるのに対し、ACLUは個人の自由を守る立場から規制に反対している。このように、問題の性格によって保守派ともリベラル派とも共闘するACLUは、アメリカ政治の構図の中に描ききれない存在であるが、「自由を守る」という原理的なところで筋が通っていることは確かである。

そうしたACLUが原理的な自由の遵守から逸れ

たのではないかと思わせる活動が、公民権をめぐる社会的正義の主張である。1954年のブラウン判決で、原告は最高裁判所から公教育の場における人種隔離政策を本質的に不平等とする判断を導き出した。ACLUは法廷助言者の意見書を提出し、共闘していた全国有色人種地位向上協会（NAACP）と共に、ブラウン判決の勝利を祝っている。

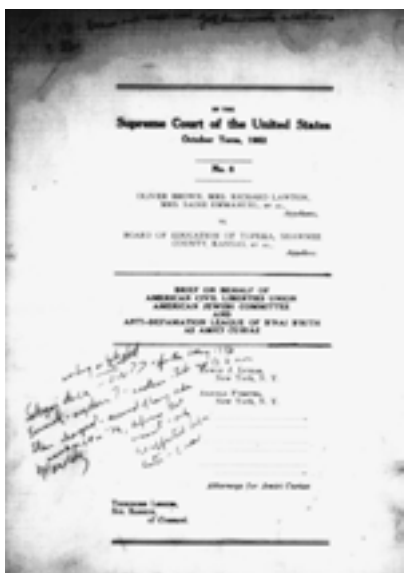


図2 ブラウン裁判の法廷助言者意見書（4-58-162）

しかし、ACLUが集団としての社会的弱者の権利を守ろうとすることは、時として自由な個人の権利を守ることと相反することもある。実際、1957年にニューヨーク市教育委員会が、人種差別的表現を理由に『ハックルベリー・フィンの冒険』を教科書から外した際には、反対を表明している。クー・クラックス・クランやネオナチの言論の自由をめぐる今日のACLUの立場にも、こうした葛藤が見られる。

そう考えると、1948年のACLUの通信文書で、政府から市民的自由を守るだけでなく、政府によって市民的自由が守られるべきだとする、トルーマン大統領の演説が引用されていることは示唆に富んでいる。政府の介入を拒むというアメリカの自由の大前提は、自由な個人は自らの権利を守るだけの力を備えているということであった。しかし、構造的な不公正のもとでそうした力を奪われてきた社会的弱者に対しては、むしろ政府が積極的にその自由を守る施策を行わなくてはならない。

ACLUが、アフリカ系をはじめとするマイノリティの権利を守る活動に乗り出す背景には、社会的正義の問題に関しては、アメリカの伝統的な自由観を

逆転させる発想が働いていたと言えよう。

日本への眼差し

アメリカは、自らの理念を国内に留めるのではなく、広く他国にも広げようとする傾向を持ってきた。その意味で、第2次世界大戦後の占領地であるドイツ、オーストリア、日本での活動も、インデックスの項目としてまとめられている。市民的自由という感覚が薄いと思われていた日本への関心も高く、1947年に日本で設立された社団法人自由人権協会（Japan Civil Liberty Union、JCLU）とは、詳細な情報交換を行なっている。JCLUのウェブサイトでも、「新しい日本国憲法が制定された日本においても基本的人権の擁護を唯一の目的とする市民組織が必要との、ロジャー・ボールドウィン ACLU 代表（当時）の示唆を受けて設立された NGO です」と、ACLU との緊密な連携関係について述べられている（<http://www.jclu.org/>）。



図3 自由人権協会創立時の文書（3-337-512）

中でも、同じく占領地でありながら、日本とは切り離されてより直接的に統治されていた沖縄への関心は強く示されている。現地の人々の権利が、人権を守ることを理念とするアメリカ軍によって蹂躪されていることは、ACLUが見過ごすことはできない問題であった。沖縄問題をめぐっては、JCLUは沖縄の日本復帰という目的をもって、ACLUはアメリカの理念を守るという意味で、双方が協力しながら取り組んでいたことが読み取れる。

たとえば、JCLUは軍用地化される沖縄の様子を詳細に英文報告書とし（1955年1月25日付）、ACLUがその報告書を用いて、アメリカ政府や世論に働きかけるといった連携関係も見受けられる。JCLUの報告書は、沖縄の人々が住居からの退去を命ぜられ、その家々をブルドーザーが崩していく様子を描写しており、そこにはイスラエルによるパレスチナ入植と重なるものがある。また、農地を二束三文で軍用地として奪われた人々が、差別的な賃金体系に組み込まれて米軍基地で雇用されている実情が述べられている。アメリカ人—フィリピン人—日本人—沖縄人という序列で、最も底辺に置かれた現地の人々は、とても「生活できる賃金ではない」と表現されている。そうした中で生じる沖縄の人々の労働争議が、銃剣をもった米兵に取り押さえられ、政治運動に関わった者が沖縄から退去を命じられたり、軍事法廷で被告の権利が守られていなかったりする現状も描かれている。

下院軍事委員会が沖縄の状況についての報告書を作成し、その中で沖縄の人々の福利への懸念が示されていることに対し、ACLUは「軍事占領によって[自治ではなく]恣意的に統治されたりしている状況は、沖縄の人々の福利と両立しないものと思われます」と指摘している。ACLUの関与に対して、沖縄の人々は問題があるなら自らアメリカ政府に申し立てるべきだ、と反論した米連邦議員の認識には、力による支配をする者とされる者とのずれがよく表れていると言える。

学問の自由

最後に、大学という場で学ぶ、教える、あるいはそれらの支援に携わっているわたしたちにとって、市民的自由の中でも学問の自由は関心が高いと思われるので、それに関わる資料を紹介しておきたい。

学問の自由はACLUの関心事であるが、スコップス裁判が行なわれた1925年には、内部に「学問の自由委員会（Committee on Academic Freedom）」が設置されている。1940年代には反戦運動に、1947年から62年には左翼運動や公民権運動に対する圧力が、教育や学問の場において加わったことに対し、この委員会を中心に抵抗が試みられた。

たとえば、アメリカの大学では学問的業績を蓄積し、条件を満たした教員には終身在職権（tenure）

が与えられる。しかし、その審査にあたって、学問的業績ではなく、個人の思想・信条が判断材料とされることは少なくなかった。ACLUは、大学教員協会のような団体と協力して、不当と判断される処遇に対して介入を行なってきた。

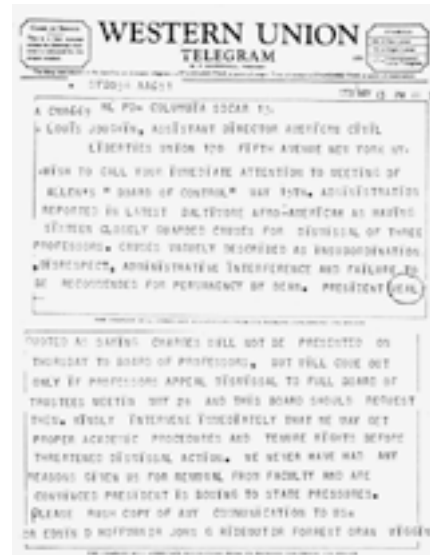


図4 大学教員からACLUへの請願電報（3-23-273）

9・11直後、政府の反テロ政策を批判する大学教員を「反アメリカ的である」と実名で告発するという運動が、チェイニー副大統領夫人の先導で行なわれたことは記憶に新しい。さらに、今日では技術の流出を防ぎ国益を守るという名目で、中国人留学生を標的として学問の自由に制約が加えられている。自由と人権の国アメリカの学問の府が、率先して理念に反している現状は、決して他人事ではない。

* * *

以上は本コレクションの片鱗を示したに過ぎない。ACLUの資料は、アメリカだけではなく、アメリカと関わりを持つ社会の歴史的な、そして今日の問題を考える上での貴重な情報の宝庫であり、ぜひ多くの学生や研究者、あるいは一般のみなさんに使っていただきたい。もっとも、インデックスが利用者の使い勝手良く作成されていないという難点もある。資料を使ったみなさんが、それぞれの切り口から作成する新たなインデックスを積み重ねていくことも、本コレクションの楽しみな利用法かもしれない。

（おおつる（きたがわ）ちえこ 法学部教授）